

## VII. 様式集

### 1. グループ労使協議会に関する協定

(個別企業労使の合意の積み上げによる場合)

<h4>グループ労使協議会に関する協定</h4>					
下記の〇〇株式会社グループの各社と、下記の各労働組合は、グループ労使協議会に関し、次のとおり確認する。					
(中略)					
〇〇〇〇年〇月〇日					
〇〇株式会社	代表取締役	〇〇	・	〇〇労働組合	委員長 〇〇 印
△△株式会社	代表取締役	△△	・	△△労働組合	委員長 △△ 印
□□株式会社	代表取締役	□□	・	□□株式会社従業員代表	□□ 印

(グループ労連による場合)

### 企業グループ労使協議会に関する協定

〇〇株式会社ならびにグループ会社（以下「グループ会社」）と、〇〇グループ労働組合連合会（以下「連合会」）は、グループ労使協議会に関し、つぎのとおり確認する。

#### 第1条(設置)

〇〇会社グループの会社と関係労働組合が、経営等に関して相互に理解を深め、協力して業務の円滑な運営を図るために、グループ労使協議会を設置する。

この労使協議会は、〇〇会社グループ労使協議会（以下「グループ労使協議会」）という。

#### 第2条(構成)

グループ労使協議会の構成は労使同数とする。

会社側委員は、会社の代表者あるいはその委任を受けた者とする。

組合側委員は、組合のある場合、組合代表者あるいはその委任を受けた者、組合のない場合、従業員の直接投票で選出された者の代表者とする。

#### 第3条(開催手続き)

(1)グループ労使協議会は、原則として〇か月に1回開催する。ただし、幹事会の要請により、臨時に開催することができる。

(2)グループ労使協議会に幹事会（会社側、組合側各〇人）を設ける。幹事会は、グループ労使協議会を召集、ならびに開催準備を行う。

#### 第4条(運営)

(1)互選により議長（1名）を選出し、議事進行・統括を行う。

(2)決定事項をするときは、全会一致とする。

(3)グループ労使協議会は、議事録を作成し、署名捺印のうえ、会社側、労働組合側の代表者がそれぞれ各1部を保管する。なお、この議事録は、労働協約の効力を有しないものとする。

#### 第5条(付議事項)

グループ労使協議会の付議事項は原則としてグループ全体にかかわるものとし、具体的にはつぎのとおりとする。

①グループ中期経営計画に関する事項

②グループ会社の事業形態の変更など重大事項

③グループの単年度（半年）予算、決算、主な設備投資などに関する事項

④その他労使が合意した事項

#### 第6条(有効期間)

この協約は、〇〇〇〇年〇月〇日より〇〇〇〇年〇月〇日までの3年間とする。

〇〇〇〇年〇月〇日

△△株式会社 代表取締役 △△ ⑩

□□株式会社 代表取締役 □□ ⑩

〇〇グループ労働組合連合会 委員長 〇〇 ⑩

## 2. 会社分割に関する労使確認書

〇〇株式会社から△△株式会社（仮称）を分割することに関する労使確認書

〇〇株式会社（以下「会社」という）と〇〇労働組合（以下「組合」という）は、〇〇株式会社から△△株式会社（仮称）を分割することに関して、次のとおり確認する。

### 1. （会社分割の合意）

会社ならびに組合は、〇〇株式会社から△△株式会社（仮称）を分割することに合意する。

### 2. （会社分割の範囲）

〇〇株式会社△△事業所を分割する。

### 3. （分割方法）

会社分割法ならびに労働契約承継法を遵守し、〇月〇日に△△株式会社（仮称）を分社型新設することに合意する。

### 4. （承継する従業員の範囲）

△△株式会社（仮称）に承継する従業員の範囲は、原則次の通りとし、対象となる従業員は、本人の同意を得て転籍とする。

〇月〇日現在、〇〇株式会社△△事業所に在籍する者

その他労使が協議決定した者

（※あるいは、△△事業所に在籍する従業員は、〇〇株式会社 に在籍したまま、△△株式会社（仮称）に出向とする。）

### 5. （承継する従業員の同意）

会社は、承継対象となる従業員に対し〇月〇日までに文書で内示した上、〇月〇日～×月×日までの間に個別に転籍（出向）同意を得る。

なお、会社は、従業員が転籍（出向）同意を拒否したことを理由に不利益な取扱いをしない。

### 6. （労働協約の承継）

現在会社と組合で締結している労働協約ならびに労使協定は、すべて△△株式会社（仮称）に承継させる。

### 7. （労働債権等に関する連帯保証）

〇〇株式会社は、△△株式会社（仮称）従業員が△△株式会社（仮称）に対し有する労働債権または社内預金債権であって会社分割の日から3年以内に発生したものに

ついて、連帯保証する。

△△株式会社（仮称）は、〇〇株式会社従業員が〇〇株式会社に対し有する労働債権または社内預金債権であって会社分割の日から3年以内に発生したもの（会社分割以前に発生したものがある場合はこれも含む）について、連帯保証することとし、その旨を分割計画書に記載して、株主総会の承認を得る。

8. （年金基金、健康保険組合、退職金等の取り扱い）

（年金基金、健康保険組合、退職金は、継続か清算・新規か明確にする）  
勤続年数は、通算とする。

9. （労働組合活動の自由）

会社は、△△株式会社（仮称）発足に先立ち、その従業員となる予定の労働者を組織化することを妨げない。

10. （定めのない事項）

この確認書に定めのない事項に関して、定めを必要とする事実が発生した場合は、直ちに会社と組合は協議し、その定めを決定する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 印

〇〇労働組合 委員長 〇〇 印

### 3. 事業譲渡に関する労使確認書

#### 〇〇株式会社から△△部門を事業譲渡することに関する労使確認書

〇〇株式会社（以下「会社」という）と〇〇労働組合（以下「組合」という）は、〇〇株式会社から△△部門を事業譲渡することに関して、次のとおり確認する。

#### 1. （事業譲渡の合意）

会社ならびに組合は、〇〇株式会社から◎◎会社に対し、△△部門を事業譲渡することに合意する。

#### 2. （事業譲渡の範囲）

別紙の通り（譲渡する資産、取引関係の契約などを明確にしておきます）

#### 3. （承継する従業員の範囲）

◎◎株式会社に承継する従業員の範囲は、原則次の通りとする。

〇月〇日現在、〇〇株式会社△△部門に在籍する者

その他労使が協議決定した者

対象となる従業員は、本人の同意を得て転籍（あるいは出向）とする。

#### 4. （承継する従業員の同意）

会社は、承継対象となる従業員に対し〇月〇日までに文書で内示した上、〇月〇日～×月×日までの間に個別に転籍の同意を得る。

なお、会社は、従業員が転籍（出向）同意を拒否したことを理由に不利益な取扱いをしない。

#### 5. （定めのない事項）

この確認書に定めのない事項に関して、定めを必要とする事実が発生した場合は、直ちに会社と組合は協議し、その定めを決定する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 印

〇〇労働組合 委員長 〇〇 印

〇〇株式会社△△部門を事業譲渡することに関する三者確認書

〇〇株式会社（以下「譲渡会社」という）と◎◎株式会社（以下「譲受会社」という）ならびに〇〇労働組合（以下「組合」という）は、〇〇株式会社△△部門の事業譲渡に伴う労働協約等の継承について、次のとおり確認する。

1. （事業譲渡の範囲）

〇〇株式会社△△部門を◎◎株式会社に事業譲渡する。

2. （承継する従業員の範囲）

〇月〇日現在、〇〇株式会社△△部門に在籍する者を原則とする。

具体的対象労働者については、別途三者協議の上決定する。

3. （労働協約等の承継）

(1) 現在会社と組合で締結している労働協約ならびに労使協定は、すべて承継する。  
（転籍によって現在の労働条件水準を下回る場合は、〇〇株式会社が転籍前に補償金を加給する（別に定める）。）

(2) 勤続年数は引き継ぐ。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 印

◎◎株式会社 代表取締役 ◎◎ 印

〇〇労働組合 委員長 〇〇 印

#### 4. 合併に関する労使確認書

##### 〇〇株式会社と◎◎株式会社の合併に関する確認書

〇〇株式会社と◎◎株式会社ならびに〇〇労働組合は、合併に際し、次のとおり確認する。

1. 〇〇株式会社の従業員は、全員無条件で合併新会社に移籍する。
2. 〇〇株式会社と〇〇労働組合の間における労働協約ならびに〇〇株式会社とその従業員との間における労働契約は合併新会社に承継されることを、確認する。
3. 〇〇株式会社と◎◎株式会社ならびに合併新会社は、〇〇労働組合を交渉当事者と認め、合併新会社の従業員となることを予定される者の労働条件その他待遇に関する一切の事項について、協議決定する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社	代表取締役	〇〇	印
◎◎株式会社	代表取締役	◎◎	印
〇〇労働組合	委員長	〇〇	印

## 5. 会社資産および債権の譲渡に関する協定

### 会社資産および債権の譲渡に関する協定

〇〇株式会社と〇〇労働組合は、別紙、労働債権目録記載の労働債権の支払の担保のために、会社所有の資産および売掛債権を譲渡することについて、下記のとおり合意する。

#### 1. 動産

品名〇〇 数量〇〇個

#### 2. 固定資産

機械名 〇〇 (形式 〇〇) 機械番号〇〇

#### 3. 不動産

土地 所在地〇〇

建物 所在地〇〇

#### 4. 売掛債権

別紙目録の通り (別紙略)

〇〇株式会社は、別紙売掛債権目録記載の各債権について、売掛先に対して、〇年〇月〇日付けで内容証明郵便で債権譲渡通知をする。

または

〇〇労働組合は、別紙売掛債権目録記載の各債権について〇〇株式会社を代理して債権譲渡の通知手続をとることができる。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 印

〇〇労働組合 委員長 〇〇 印

登録第〇〇号

公証人役場  
スタンプ

## 6. 未払賃金等労働債権確認書

### 未払賃金等労働債権確認書

〇〇株式会社は、下記従業員に支払うべき未払賃金、解雇予告手当、一時金の算定期間分、退職金、有給休暇残日数買い上げ相当額など労働債権は、本日現在、下記の通りであることを確認します。会社は、誠意をもって労働債権の支払いをします。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 印

〇〇労働組合 委員長 〇〇 印

氏名	未払賃金	予告手当	退職金	一時金	年休精算分
Aさん					
Bさん					
Cさん					
.					
合計					

上記労働債権の計算方法は、別紙の通り。

(別紙省略)

## 7. 債権譲渡通知書

<b>債 権 譲 渡 通 知 書</b>	
弊社が貴社に対して有する下記債権については、弊社従業員で組織する〇〇労働組合に債権譲渡しましたので、本書面到達後は、〇〇労働組合にお支払い下さい。	
1. 譲受人	
	〇〇労働組合（執行委員長 〇〇〇〇）
	振込先 〇〇銀行 〇〇支店 普通口座 口座番号〇〇 口座名〇〇労働組合
2. 譲渡債権の表示	
	金〇〇〇〇万円
	但し、弊社が貴社に対して有する雑誌〇〇12月号の印刷代金請求権
〇〇〇〇年〇月〇日	
被通知人	住所
	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 殿
通知人	住所
	△△株式会社 代表取締役 △△

## 8. 組合員の権限移譲に関する委任状

<b>組合員の権限委譲に関する委任状</b>	
私は、〇〇労働組合を代理人として下記の権限を委任いたします。	
記	
私の〇〇株式会社に対する労働契約上のすべての権利を行使し、企業再建ならびに労働債権の確保のため、法律上、事実上必要な一切の行為。	
〇〇〇〇年〇月〇日	
〇〇県〇〇市〇〇 〇〇 印	

## 9. 債権差押命令申立書

<p>債権差押命令申立書</p>											
<p>〇〇地方裁判所民事部御中</p>	<p>〇年〇月〇日 債権者代理人 弁護士 〇〇</p>										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;">当事者の表示</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">担保権</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">被担保債権</td> <td style="text-align: center;">別紙の通り</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">請求債権</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">仮差押債権</td> <td></td> </tr> </table>	当事者の表示		担保権		被担保債権	別紙の通り	請求債権		仮差押債権		
当事者の表示											
担保権											
被担保債権	別紙の通り										
請求債権											
仮差押債権											
<p>債権者は、債務者に対して別紙請求債権目録記載の債権を有するが、別紙担保権目録記載の労働契約にもとづく労働債権の先取特権にもとづき、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。</p>											
<p>添付資料</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 債権証明書</li> <li>2. 資格証明書</li> <li>3. 委任状</li> <li>4. 当事者選定書</li> </ol>											
<p>当事者目録</p>											
住所	債権者 〇〇										
住所	上記債権者訴訟代理人 弁護士 〇〇										
住所	債務者 株式会社〇〇										
	上記代表者代表取締役 〇〇										
第三債務者	別紙目録のとおり										
<p>差押債権目録</p>											
<p>金〇〇〇〇万円</p> <p>但し、債務者が第三債務者に対して有する〇年〇月分の〇〇の売買代金債権のうち、弁済期が到来したもものから頭書金額に満るまで。</p>											

担保権・被担保債権・請求債権目録

1. 担保権

債権者と債務者間の別紙労働債権一覧表に表示された労働関係に基づく一般先取特権

2. 被担保債権及び請求債権

債権者らと債務者間の労働契約に基づく別紙労働債権一覧表記載の未払賃金の合計金  
金 〇〇〇〇万円

第三債務者に対する陳述催告の申立書

〇〇地方裁判所民事部御中

〇年〇月〇日

債権者代理人 弁護士 〇〇

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

本日御庁に申し立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事保全法50条5項、民事執行法第147条1項の規定する陳述の催告をされたく申し立てる。

10. 会社の財産の保全と組合による事業所占有に関する協定

会社の財産の保全と組合による事業所占有に関する協定

〇〇株式会社（以下「会社」という）と〇〇労働組合（以下「組合」という）は、会社財産を保全するため、次のとおり協定する。

1. 会社が会社の財産（不動産、生産設備、機械設備、建築物、特許権、意匠権等）を他に譲渡または賃貸するなどの処分をしたり、製品、半製品、資財等を会社外に搬出しようとする場合には、組合の同意を得なければならない。
2. 会社が事実上倒産して銀行等から取引を停止され、休業、工場閉鎖等を行うとき、会社は、会社財産を確保、保全するため、組合および組合員が会社内に留まることを認める。
3. 会社は、前2項に基づき、組合および組合員が会社内に留まっている間、会社の施設を使用することを認める。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 印

〇〇労働組合 委員長 〇〇 印

## 11. 債権仮差押命令申立書

債権仮差押命令申立書	
〇〇地方裁判所民事部御中	〇年〇月〇日
	債権者代理人 弁護士 〇〇
当事者の表示 _____	別紙の通り
請求債権の表示 _____	
仮差押債権の表示 _____	
申立ての趣旨	
債権者の債務者に対する別紙請求債権の執行を保全するため、債務者の第三者債務者に対する別紙仮差押え債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。	
第三者債務者は、債務者に対し、仮に差押えられた債務の支払いをしてはならない。との裁判を求める。	
申立ての理由 (略)	
当事者目録 (略)	
請求債権目録 (略)	
仮差押債権目録 (略)	

## 12. 自主生産に関する協定

### 自主生産に関する協定

会社が生産を中止した場合、または賃金の支払を支払期日より〇〇日以上怠った場合は、組合が下記の条件により会社所有の機械その他の生産設備を使用して生産を行うことに会社は同意する。

1. 会社は、組合に対して別記物件目録（略）の工場、機械、器具、その他生産に必要な諸設備を譲渡（又は1日〇円で賃貸）し、組合がそれらをもって自らの計算のもとで操業することを認める。
2. 会社は、工場内にある別紙記載（略）の在庫商品、資財、原材料を無償で組合に譲渡する。
3. 電気、水道、ガス、電話（供給・使用禁止の場合は保証金等を入れ再開させる）の使用料、生産に必要な諸資財の購入代金は、組合の負担とする。
4. 自主生産による製品の所有権は、組合にあるものとし、従来の会社の商標などを使用して組合独自の判断で販売できるものとする。
5. 組合は、会社の従来債務について一切引き受けないものとする。
6. 組合の自主生産は、会社が正常な業務運営ができるようになったとき、又は組合員その他従業員に対する労働債権の支払いが完了するまで続けることができる。
7. 組合が自主生産を停止したときは、会社賃貸の諸設備等を直ちに会社に返還するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 印

〇〇労働組合 委員長 〇〇 印

### 13. 保全管理下の労使関係に関する確認書

#### 保全管理下の労使関係に関する確認書

1. ○○株式会社と○○労働組合の間で締結されている労働協約を遵守する。
2. 労働協約にもとづき団体交渉に応じる。
3. 解雇や希望退職の募集をする場合は、事前に組合と協議し、同意を得て行う。
4. 賃金ならびに退職金は、現行どおりとする。
5. 当面の生産計画ならびに資金計画について、組合と協議する。
6. 裁判所への調査報告や再建支援企業の候補選定には、組合の意見を聴取する。

○○○○年○月○日

○○株式会社 保全管理人 ○○ 印

○○労働組合 委員長 ○○ 印

### 14. 民事再生法による会社再建のための確認書

#### 民事再生法による会社再建のための確認書

○○株式会社（以下「会社」という）と○○労働組合（以下「組合」という）は、会社再建に向けて労使一体となって全力を尽くす一方、会社再建にあたっては、組合員の雇用と生活の安定のために最大限努力する。

会社と組合は、次のとおり確認する。

1. 労働協約ならびにこれまでの労使慣行を遵守する。
2. 労働債権をただちに全額支払う。
3. 賃金ならびに退職金は、現行どおりとする。
4. 再生計画案ならびに再生法にもとづく手続きについて、事前に組合と協議する。
5. 解雇や希望退職の募集をする場合は、事前に組合と協議し、同意を得て行う。
6. 事業譲渡をする場合は、事前に組合と協議し、同意を得て行う。
7. 当面の生産計画ならびに資金計画について、労使協議会で協議する。

○○○○年○月○日

○○株式会社 代表取締役 ○○ 印

○○労働組合 委員長 ○○ 印

## 15. 解雇者に対する再就職の斡旋に関する協定

### 解雇者に対する再就職の斡旋に関する協定

〇〇株式会社（以下「会社」という）と〇〇労働組合（以下「組合」という）は、解雇者に対して再就職先を斡旋するために次のとおり協定する。

#### 第1条（再就職斡旋本部の設置）

今回の会社事業の都合による解雇者のうち就業を希望するものに対して再就職先を斡旋するために再就職斡旋本部を設置する。

#### 第2条（構成）

構成は、労使それぞれ〇人ずつとし、〇〇株式会社社長〇〇を委員長とする。

#### 第3条（活動とその費用）

解雇者の再就職のために、本人の意見を聞いた上で責任と誠意を持って必要な再就職支援の活動を行う。なお、その費用は会社負担とする。

#### 第4条（再就職支援金の支給）

解雇者が自ら再就職先を探すために必要な経費として、一人〇〇万円を支給する。

#### 第5条（再就職斡旋本部の解散）

再就職斡旋本部は、再就職を希望するすべての解雇者が就職したときをもって解散する。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 印

〇〇労働組合 委員長 〇〇 印